## 自転車通学規定

- 1 通学に使用する自転車について
  - (1) 学校での自転車点検を受け、鑑札を交付された自転車であること(4月下旬実施予定)
  - (2) 防犯登録した自転車であること
  - (3) 定期的にメンテナンスされた自転車であること (以下項目を自転車点検でチェックします)
    - □ ブレーキがしっかりとかかること
    - □ ハンドル・サドルが自身の体型にあったものであること
    - □ ライトがついていること
    - □ 反射板がついていること
    - □ ベルがついていること
    - □ 鍵がかかること
    - □ ヘルメットを着用できるよう準備していること
    - □ 雨天時に雨ガッパを使用できるように準備しておくこと
  - (4) 荷台やベルなど、自転車に改造がみられないこと
- 2 登下校における自転車通学のルール
  - (1) 交通法規・マナーを遵守すること
  - (2) 雨天時は雨ガッパを使用すること(傘さし運転をしないこと)
  - (3) 自転車点検で不備とされた場合は、整備してから使用すること
  - (4) 学校では指定された駐輪場に駐輪し、施錠すること
  - (5) 事故時の頭部保護のためヘルメットを着用すること
- 3 その他
  - (1) 自転車を買い換えた場合は速やかに担任に報告し、鑑札の再交付を受けること
  - (2) 加害事故に備え、損害賠償保険への加入を勧めます